

新潟市被災者転居費支援事業補助金 Q&A

No.	質問	回答
1	・必要書類は写しの提出で構わないか。	・罹災証明書、領収書、住民票などは写しの提出で構いません。
2	・発災時点で居住する住宅が持ち家・借家かにかかわらず制度の対象になるか。	・発災時点で居住する住宅は、持ち家・借家かを問いません。
3	・市外へ転居する場合も、制度の対象になるか。	・市外への転居も制度の対象になります。
4	・罹災証明書の世帯主と被災者転居費支援事業の申請者が異なる場合も申請可能か。	・申請可能ですが、申請者が被災場所に居住していたことを確認するため、住民票の提出が必要です。
5	・住民票では、申請者が被災場所に居住していたことが確認できない場合、追加資料が必要か。	・住民票に加え、公共料金の請求書、郵便物等の写しを提出していただき、申請者が被災場所に居住していたことを確認します。
6	・複数回に分けて引越業者に依頼したが、まとめて申請可能か。	・1回にまとめて申請可能です。引越回数分の領収書、振込明細書等を添付して申請してください。
7	・もともと同居していた世帯がやむを得ず別々の住宅に転居した。それぞれで申請可能か。	・それぞれの世帯で転居費支援を申請可能です。
8	・転居先が手狭なため家財の一部をトランクルームに預けたい。トランクルームへの家財の移動は対象になるか。	・トランクルームへの家財の移動も対象になります。転居先への引越費用とまとめて申請してください。
9	・住宅を修理するにあたり、家財を一時的にトランクルームに預けたい。トランクルームへの家財の移動は対象になるか。	・トランクルームへの家財の移動も対象になります。転居後住所欄はトランクルームの住所を記載してください。
10	・要綱第3条第2項第2号の市長が認める被害とはどのようなものか。	・避難指示が出ている、ライフラインが途絶しているなど、やむを得ず転居する必要があると認められる場合です。詳細はお問合せください。
11	・補助金の振り込みまでの期間は。	・申請の受付から、2か月程度の予定です。